

令和7年7月29日

令和6年度 特別の教育課程の実施状況等について

長野県		
学校名	管理機関名	設置者の別
サミットアカデミーエレメンタリースクール長野（外1校）	学校法人長聖	私立

1. 学校における特別の教育課程の編成の方針等に関する情報

学校名	特別の教育課程の編成の方針等の公表 URL
サミットアカデミーエレメンタリースクール長野	<a href="https://www.naganochosei.ed.jp/summitacademy/immersion/">https://www.naganochosei.ed.jp/summitacademy/immersion/</a>
サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久	<a href="https://sakuchosei.ed.jp/es/es-immersion/">https://sakuchosei.ed.jp/es/es-immersion/</a>

※必要に応じて行を追加すること。

2. 学校における自己評価・学校関係者評価の結果公表に関する情報

学校名	自己評価結果の公表 URL	学校関係者評価結果の公表 URL
サミットアカデミーエレメンタリースクール長野	<a href="https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/">https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/</a>	<a href="https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/">https://www.naganochosei.ed.jp/assessment/</a>
サミットアカデミーエレメンタリースクール佐久	<a href="https://sakuchosei.ed.jp/ch/assess/">https://sakuchosei.ed.jp/ch/assess/</a>	<a href="https://sakuchosei.ed.jp/ch/assess/">https://sakuchosei.ed.jp/ch/assess/</a>

※必要に応じて行を追加すること。

3. 特別の教育課程の実施状況に関する把握・検証結果

(1) 特別の教育課程編成・実施計画に基づく教育の実施状況

- 計画通り実施できている
- 一部、計画通り実施できていない
- ほとんど計画通り実施できていない

(2) 実施状況に関する特記事項

※(1)で「一部、計画通り実施できていない」又は「ほとんど計画通り実施できていない」を選択した場合は、必ず記載する。

全クラスに日本人教諭1名のほか、英語のネイティブスピーカー1名を正担任とし

て配置しており、英語イマージョン教育を円滑に実施することができている。

(3) 保護者及び地域住民その他の関係者に対する情報提供の状況

- ・実施している
- ・実施していない

<特記事項>

本校では、志願する園児およびその保護者を対象として、年に数回学校説明会を開催している。説明会においては、イマージョン教育の意義や実施方法について説明するとともに、園児にはネイティブスピーカーによる授業を体験させ、英語イマージョン教育に対する理解を深められるようにしている。また、在校生の保護者に対しては、学校通信を発行し、イマージョン教育の現状を報告することに努めている。

3. 実施の効果及び課題

(1) 特別の教育課程の編成・実施により達成を目指している目標との関係

両サミットアカデミーでは、本校で学ぶ子どもたちが日本人としての資質を身につけ、グローバルに活躍できるスキルとマインドを兼ね備え、世界のどこでも自分らしく地球に貢献できるグローバルジャパニーズとなって社会へと巣立っていくことを目指している。そのために、各教科での探究的な学びを通して探究力・情報処理能力・思考力・判断力・創造性・協働性・コミュニケーション能力など、未来を切り拓くために必要な「課題を解決していく力」を育みながら、自然に英語力も身につけられるようにしたい。日本語による授業も大切にしつつ、一部教科の学習については英語で授業を行うイマージョン教育を取り入れることは、日本人としてのアイデンティティと課題解決力を育みながら、実践的な英語力を身につけられる最適な手段であると考えている。

両校において1年間イマージョン教育を実施した結果、児童は英語を聞き取る力を着実に身につけてきているが、個々の英語力の習得状況には入学段階から差があり、英語力の差が教科内容の理解の差とならないようにする工夫も必要である。また、自らの考えや意見を英語で発信する力についてはまだ十分とは言えない状況もある。

(2) 学校教育法等に示す学校教育の目標との関係

学校教育法第1条では、「人格の完成をめざし、平和的な国家および社会の形成者として必要な資質を養うこと」が教育の基本的な目標とされている。英語イマージョン教育では、言語を単なる知識としてではなく、他者との協働や異文化理解の手段として活用することが求められており、これは、国際的な視野を持ち、多様な価値観を理解し尊重できる人格の育成に寄与している。

また、学校教育法第 21 条においては、義務教育の目標として「言語能力の育成」や「自発的な学習態度」「思考力・判断力の育成」などが掲げられているが、これらすべてイマージョン教育によって高められる力である。英語で探究的な学びを行う中で、子どもたちは思考と言語の相互作用を体験しながら、主体的な学習者へと成長している。

#### 4. 課題の改善のための取組の方向性

英語で発信する力を養うため、今後は次のような取組を進めていく予定である。第一に、日常の学習活動においてペアワークやグループディスカッションを積極的に導入し、児童が英語で発言する機会を増やすこと。第二に、プレゼンテーションやショートスピーチの場を定期的に設け、表現力を段階的に育成すること。第三に、英語での演劇や創作活動を取り入れ、児童が楽しみながら表現力を高める機会を提供していくことを目指している。

また、英語での授業（特に算数）の理解が不十分な児童に対しては、希望者に対して放課後、教科書レベルの内容の定着を図るための日本語での集団指導を取り入れたり、ネイティブスピーカーによる授業中に、教室内で日本人教諭が個別指導を行ったりする支援をしていく。